

「唐津市立伊岐佐小学校いじめ防止基本方針」

1. いじめ防止についての基本的な考え

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行。以下「法」。）第13条第1項の規程に基づき、保護者や学校関係者等との連携を図りつつ、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「伊岐佐小学校いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」。）を制定する。

★いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

- ・いじめ防止は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行うこと。
- ・いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童生徒が十分に理解できるようにすること。
- ・いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを第一義に、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行うこと。

「佐賀県いじめ防止基本方針」より

2. いじめ防止のための指導體制ならびに指導組織

いじめ防止対策校内（拡大）委員会（以下、「校内委員会」「拡大委員会」。）を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことがないように、組織として対応する。

（1）構成

① いじめ防止対策校内委員会

校長・教頭・教務主任・生活部主任・各学年主任等で構成し、必要に応じて他関係職員を加える。

② いじめ防止対策拡大委員会

いじめ防止対策校内委員会の構成員に、スクールカウンセラー、学校評議員、PTA代表等を加える。

（2）役割

- ① いじめ防止対策の更なる充実に向けた取組の検証と改善
- ② いじめの疑いに関する情報収集やいじめ事案への対処などに関する事
- ③ 個人情報等に留意した上での再発防止に向けた教職員への情報提供
- ④ いじめに関する学習、教職員研修、保護者向け啓発活動に関する事

3. いじめ防止等に関する具体的な取組

（1）いじめの未然防止の取組

児童が友だちや教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

① 体験的な学習や活動を通して、道徳的实践力を培う

- ・地域のひと・もの・こととのふれあい活動を行うことで、倫理観や思いやりの心など豊かな人間性を育てる。
- ・縦割り班活動を推進し、自己有用感や思いやりの心を育てる。

② 人権意識を高める

- ・全教育活動の中で、一人ひとりがかげがえのない存在であることに気づかせ、それぞれのよさを尊重し、互いに認め合う態度を育てる。

③ 情報モラル教育を推進する

- ・児童が携帯電話やスマートフォン等の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者とならないように指導する。

④ 家庭・地域と一体となって取り組む

- ・いじめ防止に関する学校の取組等を家庭や地域に周知し、協力を呼びかけている。また、いじめ問題の理解を深めるための啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見の取組

① いじめに関するアンケート調査の実施（「伊岐佐小よい子アンケート」）

- ・毎月、月初めに「心のアンケート」を実施し、学校生活での心配事やいじめ等について記入させることで、早期発見に努める。また、定期的に行うことでいじめの抑止効果もある。
- ・調査結果は、担任→生活指導担当者→管理職に報告し、一覧表に作成して、すべての職員に配布し、情報の共有化を図る。

② 相談体制の整備

- ・「心のアンケート」で聞き取りが必要な児童に対しては、担任がその詳細について聞き取る。また、状況によっては、生活指導担当者や管理職からも聞き取りを行う。
- ・スクールカウンセラーによる面談なども積極的に活用する。

(3) いじめ事案への対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで被害児童を守り、加害児童に対しては、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。

① いじめの覚知

通報や相談等により、いじめと疑われる事案を覚知した場合は、直ちに校内委員会を開催し、関係児童や必要に応じて保護者等から聞き取り調査、また、状況によっては学級（学年）でのアンケート等を行うとともに、速やかに教育委員会に第1報を行う。

② いじめの認知

いじめの認知をした場合は、校内委員会で被害児童、加害児童、それらの保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し、関係者に指示する。さらに、事案の状況に応じ、外部委員を加えた拡大委員会を開催する。

また、認知後1週間を目安に教育委員会に第2報を行う。

③ 被害児童への指導・援助

本人の訴えをしっかりと聞いて、つらさ・悲しさ・悔しさに共感し、心の支えになる。また、児童によっては、いじめによるPTSDなど不適應の症状が現れるケースもあるので、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関等との連携を図り、心のケアに努める。

④ 加害児童への指導・援助

正しく向き合って、本人の言い分を聞くとともに、いじめは絶対に許されない行為であり、他人の人権を奪う大変卑劣な行為であることを理解させる。被害児童と同じように、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関等との連携を積極的に図る。

⑤ 家庭との連携

家庭（保護者）との連絡を通常よりも密に行い、情報の共有に努めるとともに、保護者の協

力を得て解決を図る。

⑥ 全体への対応

学年集会や全校集会でいじめは絶対に許されないという姿勢を示すとともに、お互いを思いやり、生命や人権を大切にするように指導する。

4. 重大事態への対応

(1) 教育委員会への報告

いじめによる児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や学校を相当期間欠席することを余儀なくされているなど、「法」に規定される重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査や対応について相談する。

(2) 警察との連携

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

5. 取組体制の点検及び評価

(1) 学校評価の活用

学校評価において、年度ごとの取組について、児童・保護者からのアンケート調査、教職員の自己評価などを行い、その結果を公表し、次年度の取組へ活かす。

(2) 取組の改善

いじめ問題への対応については、校内委員会において点検・見直しを進める。